

# 電子行政オープンデータ実務者会議自治体普及作業部会における 議論とオープンデータ 2.0

本田正美<sup>†1</sup>

「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び電子行政オープンデータ実務者会議が示す方針に沿って、自治体におけるオープンデータの取組に関する考え方の整理等を行うために、自治体普及作業部会が電子行政オープンデータ実務者会議の下に置かれた。この自治体普及作業部会は2014年6月に設置され、同年8月の第一回会合から2016年3月の第7回会合まで計7回の会合を行い、その成果は、2016年5月に決定された「【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進」にも反映されている。オープンデータの推進は自治体にあっても注力される取り組みであり、自治体普及作業部会での議論がオープンデータ 2.0 という国全体の方向性の中でどのような役割を果たしたのか。自治体普及作業部会の議論を分析することで、自治体の取り組みが国の政策に及ぼす影響について明らかにすることが本研究の目的である。

## Discussion at Municipal Dissemination Working Group of Electronic Administration Open data Practitioners Meeting and Open Data 2.0

Masami HONDA<sup>†1</sup>

In order to organize the way of thinking concerning the efforts of open data in municipalities in accordance with the policy indicated by "Declaration to be the World's Most Advanced IT Nation" and the e-administration administrative open data practitioners meeting, the municipal dissemination work group was established under the electronic administration open data practitioners meeting. This municipal dissemination working group was established in June 2014 and has held seven meetings in total from the first meeting in August of the same year to the seventh meeting in March 2016. The result is reflected in "【Open Data 2.0】Promotion of data distribution with the public and the private sector united" decided in May 2016. With promotion of open data is an initiative focused on local governments, what role does the discussion at the municipal dissemination work group play in the direction of the whole country called Open Data 2.0? It is the purpose of this research to clarify the influence of local government efforts on national policy by analyzing the discussion of the municipal dissemination work group.

### 1. 本研究の背景と目的

日本政府においては、「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び電子行政オープンデータ実務者会議が示す方針に沿って、自治体におけるオープンデータの取組に関する考え方の整理等を行うために、自治体普及作業部会が電子行政オープンデータ実務者会議の下に置かれた。この自治体普及作業部会は2014年6月に設置され、同年8月の第1回会合から2016年3月の第7回会合まで計7回の会合を行い、その成果は、2016年5月に決定された「【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進」にも反映されている。

オープンデータの取り組みについては、2010年5月に発表された「新たな情報通信戦略」においてオープンガバメントの推進への言及があり、その内容として行政情報の公開が示されたことを契機とする。2010年末には、福井県鯖江市が自治体として最初にオープンデータに着手しており、以降は、自治体レベルで、その取り組みも広がりを見せてきたところである。

2012年には、日本政府として「電子行政オープンデータ戦略」を策定した。この戦略に基づき、電子行政オープンデータ実務者会議が設置され、各種の検討がなされてきた。

オープンデータの推進は自治体にあっても注力される取り組みとなっており、自治体での取り組みへの目配せも必要とされることである。そのような背景もあって、電子行政オープンデータ実務者会議の下に、自治体普及作業部会が設置された。この部会での議論が後に示される「オープンデータ 2.0」という新たに位置付けられたオープンデータのあり方にも影響を及ぼしているものと考えられる。

オープンデータという取り組みにつき、国全体の施策の中で自治体の取り組みがどのような影響を及ぼしたのか。本研究は、オープンデータにまつわる自治体普及作業部会の議論を分析することで、自治体の取り組みが国の政策に及ぼす影響について明らかにすることを目的とする。

### 2. オープンデータの推進

日本におけるオープンデータの取り組みにつき、政府としての取り組みの始原は2010年5月に公表された「新たな情報通信技術戦略」に見出され得る。

「2013年までに、個人情報の保護に配慮した上で、2次利用可能な形で行政情報を公開し、原則としてすべてインターネットで容易に入手することを可能にし、国民がオープンガバメントを実感できるようにする。」

<sup>†1</sup> 東京工業大学環境・社会理工学院  
School of Environment and Society, Tokyo Institute of Technology

ここでは、明示的に「オープンデータ」とはされていないものの、オープンガバメントが指し示すところ事柄として、行政情報を公開し、インターネットで入手可能とすることを挙げており、その内容はオープンデータを間接的に示しているものと考えられる。

2010年末には、福井県鯖江市が自治体として最初にオープンデータに着手し、以降は、石川県金沢市や福島県会津若松市、千葉県流山市などが先駆的にオープンデータを進め、自治体レベルでその取り組みも広がりを見せてきた[1]。そして、2017年には、300に迫る自治体がオープンデータに取り組んでいる[2]。

2012年には、日本政府として「電子行政オープンデータ戦略」を策定した。この戦略に基づき、オープンデータの取り組みは政府を上げたものとして位置付けられるところとなる。

現在の安倍政権における情報通信技術戦略として2013年6月に決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においても、「オープンデータ・ビッグデータの活用の推進」が謳われ、2013年度中にデータを公開するデータカタログサイトの構築を目指すことが示された。そして、実際に2013年12月に施行版「DATA.GO.JP」として開設された。その後、「世界最先端IT国家創造宣言」は毎年変更が加えられているが、オープンデータの取り組みについてはその都度重要性が確認されている。

「世界最先端IT国家創造宣言」では、個人情報や安全保障に関わる以外の情報は全て公開することを原則とし、その営利利用についても認めるという「open by default (オープン・バイ・デフォルト)」の方針が示されている。公開に重きを置いた取り組みが指向されているのである。

具体的なオープンデータの取り組みの展開については、2012年策定の「電子行政オープンデータ戦略」に基づき、電子行政オープンデータ実務者会議が設置され、この会議を通じて各種の検討がなされてきた。そして、「世界最先端IT国家創造宣言」及び電子行政オープンデータ実務者会議が示す方針に沿うかたちで、2014年7月から自治体普及作業部会が開催されることとなった。

### 3. 電子行政オープンデータ実務者会議の設置

「電子行政オープンデータ戦略」に基づき、2012年に電子行政オープンデータ実務者会議が設置された。その構成員は当初10人の有識者と関係府省から成る。その活動は、2016年4月まで続き、会合は計12回開催されている。

電子行政オープンデータ実務者会議の下には、当初、データ・ワーキンググループとルール・普及ワーキンググループの二つのワーキンググループが設置され、後に、公開支援ワーキンググループと利活用推進ワーキンググループ、そして自治体普及作業部会が設置されている。電子行政オ

ープンデータ実務者会議における議論と合わせて、それらのワーキンググループなどにおいて各種取り組みについて具体的な検討がなされているのである。

電子行政オープンデータ実務者会議が存置された2012年から2016年までに、2013年の「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」と「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」、そして「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」、2015年の「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」や「新たなオープンデータの展開に向けて」など、各種決定などが相次いで発表されている。電子行政オープンデータ実務者会議では、これら決定などにつき議論された他に、「DATA.GO.JP」の運用なども議題とされた。オープンデータの取り組みにまつわる各種の方針から、カタログサイトである「DATA.GO.JP」の運用のように具体的な取り組みまで、その議論は多岐にわたったのである。

### 4. 自治体普及作業部会の設置

2014年に、電子行政オープンデータ実務者会議に、自治体普及作業部会が設置された。他に作業部会は存在せず、自治体普及作業部会については、ルール・普及ワーキンググループの下に置かれた部会という位置付けがなされている。その構成員は、主査の大杉覚首都大学東京大学院教授以下、全9名から成り、うち5名は自治体においてオープンデータの取り組みに関わる職員が選ばれている。関係府省及びにオブザーバー府省として、総務省と経産省の複数部局に関わり、事務局は内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が務めている。福井県鯖江市をはじめとして先駆的にオープンデータに取り組む自治体がある一方で、その動きが必ずしも全国の自治体に波及しているわけではないという問題意識から、「自治体普及」を冠する部会が設置されたものと思料される。

自治体普及作業部会は、2014年8月の第1回会合から2016年3月の第7回会合まで計7回の会合を行っている。より詳細には、第1回が2014年8月、第2回と第3回が2014年9月、第4回が2015年1月、第5回が2015年5月、第6回が2015年10月、第7回が2016年3月に開催されている。この開催時期に着目した時に、自治体普及作業部会の議論は、第1回から第4回を前半部、第5回と第6回を後半部、第7回をまとめと分けることが出来る。以下では、この三つの段階に分けて、自治体普及作業部会における議論を検証していくこととする。

### 5. 自治体普及作業部会における議論(前半部)

自治体普及作業部会の第1回が2014年8月、第2回と第3回が2014年9月に実施されている。

第1回の議事要旨を確認すると、まず政府から提出された資料に基づき、政府の取り組みが説明された後、構成員として参画している自治体の担当者から各自治体のオープンデータの取り組みについて紹介され、さらに国に期待する事柄が開陳されている。

なお、部会における議論については、発言主体が明記されていないため、部会参加者の誰と誰が議論をしたのか、議事要旨から確認することは必ずしも容易ではないが、第1回では、自治体の取り組みの紹介があった後に、「自治体の方に質問で」と前振りをした上で、以下のような発言がなされている。

「同じ形式にしてデータを公開したらそのアプリ同士でうまく連携できるのか。」

「ほかの自治体との連携とか、情報の性格によってはそういうプラットフォーム的な、場合によっては全国一律的なものが必要なのかとか、具体的に今どんなことを考えておられるのかを自治体の皆さんに教えていただきたい。」[3]

これに対しては、データの統一の必要性が説かれる一方で、自治体独自の取り組みも重要であることが指摘されている。どのような分野でデータの連携が可能なのか、自治体ごとに取り組むべき分野はどれなのかといった事柄が今後の部会における論点になるとして、議論が締め括られている。この自治体普及作業部会に構成員として職員が参加している自治体をはじめとして、既にオープンデータに取り組んでいる自治体は、その実情に応じてデータを公開する際の形式を選択している。これを後に統一することには困難な側面もあるのである。一方で、日本全体で取り組みを進める上では、データの統一が必要とされることであり、その相克をいかに克服するのが課題となるのである。

続く自治体普及作業部会の第2回は2014年9月8日に開催されている。第2回では、地方公共団体情報システム機構から提出された「地方公共団体におけるオープンデータの課題」および総務省から提出された「公共クラウドについて」、経済産業省から提出された「自治体が保有する情報の可能性～情報が利活用しやすい環境の整備～」および事務局から提出された「論点整理～自治体オープンデータ推進ガイドライン(仮称)の策定に向けて～」につき、それぞれ説明がなされた後に、構成員による議論が行われている。

上記の資料は主に国の取り組みに関するものであり、それに対して、自治体からの参加者からと思しき質問が相次いでいる。そして、議論は、「自治体オープンデータ推進ガイドライン(仮称)」における「論点整理」に関するものを中心となる。とりわけ、オープンデータに取り組むことによるメリットをいかに示していくのかということが議論さ

れている。そして、次のような意見が表明されている。

「論点整理の2ページ目の「対象とする範囲」というところが結構大事で、オープンデータで何を対象にするのかという話が、国の視点と自治体の視点は結構違うと思う。」[4]

その他にも、推進ガイドラインについては、以下のような意見が出されている。

「自治体側からの視点だけではなくて、利用者側の視点に立って何かをしなくてはいけないというのがあっていいかと思う。」[5]

また、この種のガイドラインが出されることによって、未着手の自治体にとってハードルが上がるようなことはあってはならないという意見も出ている。オープンデータの更なる普及のために、自治体へ向けた推進のためのガイドラインが策定されることとなり、この作業部会では実際にオープンデータに取り組んでいる自治体の担当者から意見を集めるということが行われたのである。

この第2回会合の議論を踏まえて、「自治体オープンデータ推進ガイドライン」の中間取りまとめ案を作成し、次の第3回の会合で議論されることが確認されて、この第2回の議論は閉じられている。

自治体普及作業部会の第3回は2014年9月25日に開催されている。ここでは、まず代表が構成員であるNPO団体アスコエより「ユニバーサルメニューを活用したオープンデータの実現」が紹介され、これに基づき質疑がなされた後に、「自治体普及作業部会 中間取りまとめ(案)～自治体オープンデータ推進ガイドライン(仮称)の策定に向けて～」が提示され、字句の詳細に至るまで議論がなされている。論点としては、どのようなステップでオープンデータに取り組んでいくのか、オープンデータに取り組んだ結果として問題解決に至った事例をどのように示すのか、著作権やデータの形式に関する課題に関してどのように疑問に答えるのか、オープンデータの取り組みについてどのように目標設定を行うのか、または行わないのかといったことが議論されている。「自治体オープンデータ推進ガイドライン」が今後の自治体の取り組みにおける道標となることもあって、これを参照して自治体オープンデータに取り組んでいけるような工夫を凝らす必要性も指摘されている。

そして、自治体普及作業部会の第4回は2015年1月に開催されている。この回は、「自治体オープンデータ推進ガイドライン」について最終的な議論を行う回である。よって、その案が提示された上で、例えば以下のような詳細なやりとりもなされている。

「自治体の職員はデータを作るところでまず悩むので、例えば納品物は、必ず電子データで納品させ、納品されたデータは二次利用してしまうことを明確にうたっておく必要があるということもあわせていただくと、我々としては非常にやりやすい。」

「今の点は重要な御指摘なので、ガイドライン本体及び手引書でも明確にするようにしたい。」 [6]

「自治体オープンデータ推進ガイドライン」(案)には、先進事例の紹介が十分になされており、新たなに取り組む際には内部の説得材料として使えるといった意見が出るなど、構成員からは概ね高評価を得ている。ここでは、前の第3回会合での指摘も踏まえ事務局が自治体側の意見を汲んだ修正を行ったことがうかがえる。この回での指摘も受けて、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を事務局が取りまとめた上で、公開支援ワーキンググループおよび電子行政オープンデータ実務者会議に諮ることが確認されて、第4回会合の実質的議論は閉じられている。

この「自治体オープンデータ推進ガイドライン」策定に至る第4回までが自治体普及作業部会の議論の前半部分である。自治体のオープンデータ担当者を構成員に得て、その議論を通じて、さらなる自治体におけるオープンデータの取り組みの普及へ向けたガイドラインが作成されたというのがこの前半部分であるとまとめられる。なお、「自治体オープンデータ推進ガイドライン」は2015年2月に公開されている。

## 6. 自治体普及作業部会における議論(後半部)

自治体普及作業部会の第5回が2015年5月に開催されている。ここから、部会での議論も後半部に入っていくこととなる。この回から、電子行政オープンデータ実務者会議に置かれているワーキンググループの再編に伴い、自治体普及作業部会は「公開支援ワーキンググループ自治体普及作業部会」として位置付けられることになった。この再編からもうかがえるように、自治体普及作業部会の役割もオープンデータに関するルール作りではなく、取り組みの支援に関する議論を行うことへと移っていくことになる。

この第5回会合は、「地方公共団体のオープンデータの取組に関する支援策の検討(案)」を事務局が説明した後に、この支援策の検討をめぐって議論が交わされている。

「ガイドラインで検討した内容をよく盛り込んでいただいて、我々としてはこのとおりにやっていただければ結構いい感じに行くのではと思う。」 [7]

「全体の話としては非常に進めやすい方向に話をまとめられたと考えている。」 [8]

以上のような意見が相次ぐなど、支援策については、これまで部会での議論が反映された内容になっているとの評価を受けている。そして、議論はデータの取り扱いに移り、各構成員から意見が表明された後、事務局からは以下のような発言がなされている。

「今まで既に蓄積されてしまっているデータをどうするかということと、新しい状況に応じてこういうデータを蓄積していこうというときには、必ずユーザーオリエンテッドというか、ニーズオリエンテッドな考え方で、作ろうとするものの構造をちゃんと決めてかからないともったいないと思うので、皆さん、よくその辺は理解されていると思うが、我々事務局の方は、今後そういう進め方をしていこうと思っている。」 [9]

オープンデータに関して、利用者側のニーズも考えた取り組みしていく必要があることが確認されている。ここまでは、まずはオープンデータとしての公開を進めてきたところ、この後は、データの利用についても配慮した取り組みを進める必要性が確認されているのである。

この第5回会合の最後には、「地方公共団体のオープンデータの取組に関する支援策の検討(案)」につき対応を事務局に一任されている。そして、この回は、最後に特にテーマを定めずに議論がなされる時間が設けられ、そこでは自治体へ向けた人的支援策の必要性などが指摘されている。オープンデータの取り組みについて、具体的な支援策につき、その詳細が詰められたのがこの第5回であると言える。

続く第6回会合は2015年10月に開催されている。この回も引き続き「地方公共団体のオープンデータへの取組に関する支援」について議論されている。提示された支援策については、以下のような発言がなされている。

「我々のようなこれから本格的に取組を始めようとしている自治体にとっては、いろいろヒントをいただくようなアイテムになるので大変助かると思っている。」 [10]

また、人的な支援策のひとつとして提案されたオープンデータを日本に広めるために任命される「オープンデータ伝道師」についても賛意を得ており、以下のような発言が見られるところである。

「まずオープンデータの伝道師を展開されるということで、地域課題の気づきとオープンデータの絡みについてなかなかわからない自治体もいるかもしれないので、伝道師がデータを見たらこういう課題とその解決策があるのではないかとか、そういった気づかせ方もできると、取っかかりとしてはいいと思った。」 [11]

加えて、この段階で既に出されていた「自治体オープンデータ推進ガイドライン」に対する自治体での評判が披歴され、人的支援の必要性を強調する発言が相次いでいる。事務局による「地方公共団体のオープンデータの取組に関する支援策」に対して大きな変更を迫るような発言もなく、これについて電子行政オープンデータ実務者会議公開支援ワーキンググループおよび電子行政オープンデータ実務者会議に報告することにつき、事務局が一任を得ることで、第6回会合の議論が終結している。

以上、オープンデータの取組みについて具体的な支援策の検討がなされたのが自治体普及作業部会の議論の後半部分である。

## 7. 自治体普及作業部会における議論(まとめ)

自治体普及作業部会の第7回は2016年3月に開催されている。自治体普及作業部会の活動は、結果として、この回で閉じられることになる。

この回では、事務局から「新たなオープンデータの展開に向けて」の進捗状況について説明がなされ、これにつき議論がなされている。この「新たなオープンデータの展開に向けて」は、2015年6月に出されていた文書である。これにつき、第7回会合までの進捗状況が説示されたのである。それを受けての議論では、オープンデータ伝道師の活動や独立行政法人や公益企業等におけるオープンデータの推進の状況に関する確認がなされている。

次に「【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進(素案)」について事務局から説明がなされた後、これにつき議論がなされている。この素案については出席者限りの回覧となっているため、その詳細は明らかではないが、以下のような発言がなされている。

「各自治体が持っているいろいろな問題とか課題がありますね。それを課題解決するための一つのツールとしてオープンデータを考える。」[12]

オープンデータとしてデータを公開する段階から、データを用いて課題解決を図る段階への移行について議論されるところとなり、行政のみではなく、「官民一体」ということで、データの活用に関して民間企業などの協力を得ることについても言及されている。さらに、「オープンデータ 2.0」が掲げられていることから、次のような発言もなされるところとなっている。

「ぜひこの資料2の「オープンデータ 2.0」も副題か何かで、課題解決型オープンデータの実現と言い切ってしまうといいです。」[13]

それらの発言も受けて、事務局によるものと思しき以下の発言で会合は閉じられることになる。

「今後の取り組みということで、特に「オープンデータ 2.0」ということで新しい段階に、課題解決型ということを明確にして取り組んでいくという考え方も示されましたし、～(中略)～ 数値上オープンデータ化に取り組んでいる自治体数もふえ、人口規模で見ても大きくなってきてはいることから、だんだん地に足のついた取り組みになりつつあるのかと思います。」[14]

第7回会合では、最後に遠藤政府 CIO の挨拶があり、ここでもデータ利用の重要性が前面に出た内容になっている。

自治体普及作業部会は、この第7回会合の最後には次回会合は日程が決定し次第、連絡するという事務連絡がなされたことが議事要旨にも記されている。しかし、親会に当たる電子行政オープンデータ実務者会議が2016年4月14日に活動を終了させることになり、これに伴い自治体普及作業部会の活動も終了を迎える。

なお、自治体におけるオープンデータの推進については、「データ流通環境整備検討会」の下に置かれた「オープンデータワーキンググループ」のさらに下に、「自治体サブワーキンググループ」が置かれ、このサブワーキンググループが2017年7月の第1回会合以後、その活動を行っている。この自治体サブワーキンググループで、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの改定」が議論されている。

## 8. 「オープンデータ 2.0」の提唱

電子行政オープンデータ実務者会議が活動を終えた後の2016年5月には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定として「【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進」が発表された。ここで、「オープンデータ 2.0」という新たな用語が登場する。これについては、決定文書において以下のように記されている。

「前述のような観点から、これまでの考え方に以下の点も加味しつつ、2020年までを集中取組期間と定め、政策課題を踏まえた強化分野を設定し、オープンデータの更なる深化を図る。(「オープンデータ 2.0」と位置付け)

- ① 政策課題を踏まえた強化分野を設定することにより、当該分野の公開を推進し、利用者が課題の気付き・解決に取り組む中で、別のデータ公開のニーズ等が生まれ、更なるオープンデータ化が進むオープンデータサイクルを促進
- ② 国及び地方公共団体におけるオープンデータの取組を進めるとともに、民間企業等におけるオープンデータ

的な取組についても一定の範囲内で協力を依頼(競争領域ではなく、協調的な領域)

③ 地方公共団体における取組においては、防災等の地域を跨いだ共通的分野における取組とともに、各々の地域特性に応じた自主的な取組も併行して促進」[15]

ここでは「オープンデータ 2.0」について、明確な定義付けが与えられているとは言い難いが、「【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進」の概要版には、「これまでの公開中心の取組は「オープンデータ 1.0」と位置付け」という一節がある[16]。自治体普及作業部会における議論でも指摘されたように、単にオープンデータを公開するという段階から、データを活用した課題解決への転換という点は①で手当てされている。さらに、②では、オープンデータを介して官民の連携を図ることも謳われ、③では、「地域特性に応じた自主的な取組も併行して促進」と、必ずしも全国統一の取組を指向しないことも確認されている。加えて、「【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進」の「3. 地方及び海外への横展開(1)地方への横展開」では、以下のように記されている。

「地方公共団体の取組においても、強化分野を含め、防災等の地域を跨いだ共通的分野については、地方公共団体間のデータ連携や、データ形式の標準化等も検討しつつ推進する。

また、政府 CIO による地方公共団体への訪問や、オープンデータ伝道師の制度を活用した地方公共団体への人の派遣、オープンデータパッケージ及びオープンデータ 100 の横展開のみならず、地方の特性に応じた課題解決に向けた取組を支援することで、地方公共団体への普及啓発や利活用に向けた取組を促進する。」[17]

この文言は、自治体普及作業部会における議論を直截に受けた内容になっている。つまり、前段ではデータの連携も検討することを確認した上で、後段ではオープンデータ伝道師の活用に見られるような人的支援策を示した上で、「地方の特性に応じた課題解決に向けた取組を支援する」と確認しているのである。とりわけ後段の記述は自治体普及作業部会における議論の後半部の内容を強く取り込んだものとなっているものと考えられる。

「オープンデータ 2.0」という新たなあり方につき、その内容を規定する時に、自治体における取組に関する議論が参照されたことが推測されるところである。日本政府としてオープンデータの取組は推進しているが、実際にデータを利用するという意味では自治体における取組の重要性が増すところであって、自治体における取組につき現状や課題を参照した上で、政府として新たに示す「オープンデータ 2.0」について、その内容が反映さ

れたものになっている可能性が指摘されるのである。

## 9. 結語

本研究は、オープンデータの取り組みにまつわり、電子行政オープンデータ実務者会議の下に置かれた自治体普及作業部会の議論を分析することで、自治体の取り組みが国の政策に及ぼす影響について検証した。具体的には、2016年に示された「オープンデータ 2.0」という新たなあり方を規定する際に、自治体の取り組みに関する議論の内容が反映された可能性を指摘した。

本研究は、自治体の取り組みが国の政策に及ぶ影響につき、公開された議事要旨や決定文書から間接的に論証したに留まる。より実態に即して影響の有無を確認することが本研究に残された課題である。

※電子行政オープンデータ実務者会議や自治体普及作業部会に関する資料は、政府の IT 総合戦略本部の Web サイト (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/>)において確認した(最終アクセス 2017 年 8 月 14 日)。

## 参考文献

- 1 早田吉伸・前野隆司・保井俊之：オープンデータ推進に向けた国内先進地域の特徴分析、地域活性研究 Vol.6、2015
- 2 政府 CIO ポータル：オープンデータ取組自治体一覧、2017
- 3 電子行政オープンデータ実務者会議 ルール・普及 WG 第 1 回自治体普及作業部会議事要旨、p.5、2014
- 4 電子行政オープンデータ実務者会議 ルール・普及 WG 第 2 回自治体普及作業部会議事要旨、p.9、2014
- 5 電子行政オープンデータ実務者会議 ルール・普及 WG 第 2 回自治体普及作業部会議事要旨、p.11、2014
- 6 電子行政オープンデータ実務者会議 ルール・普及 WG 第 4 回自治体普及作業部会議事要旨、p.2、2015
- 7 電子行政オープンデータ実務者会議 ルール・普及 WG 第 5 回自治体普及作業部会議事要旨、p.3、2015
- 8 電子行政オープンデータ実務者会議 ルール・普及 WG 第 5 回自治体普及作業部会議事要旨、p.4、2015
- 9 電子行政オープンデータ実務者会議 ルール・普及 WG 第 5 回自治体普及作業部会議事要旨、p.8、2015
- 10 電子行政オープンデータ実務者会議 公開支援 WG 第 6 回自治体普及作業部会議事要旨、p.4、2016
- 11 電子行政オープンデータ実務者会議 公開支援 WG 第 6 回自治体普及作業部会議事要旨、p.5、2016
- 12 電子行政オープンデータ実務者会議 公開支援 WG 第 7 回自治体普及作業部会議事要旨、p.8、2016
- 13 電子行政オープンデータ実務者会議 公開支援 WG 第 7 回自治体普及作業部会議事要旨、p.9、2016
- 14 電子行政オープンデータ実務者会議 公開支援 WG 第 7 回自治体普及作業部会議事要旨、p.12、2016
- 15 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 総合戦略本部)決定：【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進、2016
- 16 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 総合戦略本部)：【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進(概要)、2016
- 17 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 総合戦略本部)：【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進～課題解決のためのオープンデータの「実現」～、p.4、2016